

# 高座清掃施設組合議会会議録

平成22年第2回定例会

平成22年12月22日

## 高座清掃施設組合議会第2回定例会会議録

平成22年12月22日（水）午前10時30分、高座清掃施設組合議会第2回定例会を海老名市役所議事堂に招集した。

### 1 出席議員 15名（内遅刻者 1名）

長谷川 光 君	安 海 のぞみ 君
吉 川 重 夫 君	沖 永 明 久 君
松 本 春 男 君	鈴 木 守 君
松 澤 堅 二 君	坂 本 俊 六 君
綱 嶋 洋 一 君	志 村 憲 一 君
青 柳 慎 君	市 川 敏 彦 君
柏 木 育 子 君	山 口 良 樹 君
飛 田 昭 君	

### 2 欠席議員 なし

### 3 付議事件

日程4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

日程5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例）

日程6 報告第3号 高座清掃施設組合議会議員の議員報酬及び非常勤の職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）

日程7 議案第14号 指定管理者の指定について（高座施設組合屋内温水プール・本郷老人福祉センター）

日程8 議案第15号 平成22年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）

日程9 認定第1号 平成21年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の

## 認定について

### 4 説明のため出席した者 11名

組 合 長	内 野 優	事 務 次 長	加 藤 嘉 之
副 組 合 長	笠 間 城治郎	総 務 課 長	芳 賀 順 一
副 組 合 長	遠 藤 三紀夫	施 設 課 長	中 村 大 義
会 計 管 理 者	片 倉 祐 司	総 務 課 主 幹	相 原 明 美
代 表 監 査 委 員	齋 藤 昭 一	施 設 課 長 補 佐	小 野 沢 直 仁
事 務 局 長	赤 澤 真 二		

### 5 出席した事務局職員 3名

総務課総務係長	鈴 木 茂	総務課主任主事	武 井 真 吾
総務課主査	丸 岡 太		

### 6 速記員出席者 1名

株式会社 澤速記事務所  
速記士 阿 部 勝

### 7 会議の状況 (午前10時30分 開会)

◎議長（長谷川 光君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより平成22年第2回高座清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

本定例会開会に当たり、組合長より招集のあいさつをお願いいたします。組合長。

◎組合長（内野 優君） 議員の皆様方におかれましては、年末の大変お忙しい中、平成22年第2回定例会にご参集いただき、まことにありがとうございます。

本日は、報告事項2件、条例に関する一部改正について1件、指定管理者の指定について、平成22年度一般会計補正予算（第2号）についてと平成21年度歳入歳出決算の認定であります。よろしくお願ひ申し上げまして、ごあいさつといたします。

◎議長（長谷川 光君） 組合長のあいさつが終わりましたので、これより会議を開きます。

会議に先立ち、諸般の報告をいたします。

例月出納検査及び定期監査の結果報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承を願います。

本日の議事日程は、お手元に配付されたとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期を本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議規則第99条の規定により、議長において、松澤堅二議員、安海のぞみ議員を指名いたします。

次に、日程第3 議席の指定についてを議題といたします。議席の指定につきましては、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたします。11番鈴木守議員、12番坂本俊六議員、13番志村憲一議員、14番市川敏彦議員。以上でございます。

次に、組合長より本定例会に上程される議案の一括説明を求めます。組合長。

◎組合長（内野 優君） それでは、本日ご提案申し上げます案件について一括してご説明を申し上げます。

初めに、日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）及び日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例）の2件について、急施を要し、専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、日程第6 議案第13号 高座清掃施設組合議会議員の議員報酬及び非常勤の職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでござ

ございます。提案理由といたしましては、施設更新に伴い、専門的知識や事業の執行経験が豊かな経験者を任期つきで採用したいためであります。以上3件の詳細につきましては事務次長から説明いたします。

次に、日程第7 議案第14号 指定管理者の指定について（高座施設組合屋内温水プール・本郷老人福祉センター）でございます。提案理由といたしましては、高座施設組合屋内温水プール・本郷老人福祉センターの指定管理者を指定したいためであります。

次に、日程第8 議案第15号 平成22年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）についてでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,816万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億4,620万4,000円にするものでございます。歳入につきましては、繰越金の増をお願いするものでございます。歳出につきましては、総務費の増及び衛生費の減、予備費の増でございます。

次に、日程第9 認定第1号 平成21年度高座清掃施設組合歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入につきましては、予算現額36億4,726万8,000円に対し、収入済額36億5,059万6,000円でございます。歳出につきましては、予算現額36億4,726万8,000円に対し、支出済額33億5,434万3,000円で、歳入歳出差引額は2億9,625万3,000円でございます。このうち翌年度へ繰り越すべき財源は808万5,000円でございます。したがって、実質収支額は2億8,816万8,000円で、基金繰入額がありませんので、実質収支額に翌年度へ繰り越すべき財源を合わせた2億9,625万3,000円が実質繰越額となります。この決算につきましては、去る11月11日に監査委員の方々から審査意見書をいただいております。以上3件の詳細につきましては事務局長から説明いたします。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます、一括説明を終わります。

◎議長（長谷川 光君） 組合長の一括説明が終わりましたので、日程を継続いたします。

日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）及び日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例）、以上2件を一括議題と

いたします。事務次長の説明を求めます。事務次長。

◎事務次長（加藤嘉之君） それでは、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）ご説明いたします。

議案書の2ページをお開きください。改正理由につきましては、平成22年11月1日閣議決定されました人事院勧告に基づいた公務員の給与改定に関する取扱いについてに伴う所要の改正措置でございます。本年の給与についての勧告は、若年層職員を除き40歳台以上の職員の給料月額を引き下げ、期末勤勉手当支給月額を年間4.15月から0.2月引き下げ、3.95月にするなど主な内容となっております。本組合におきましても、人事院勧告を尊重する基本姿勢のもと、国、県に準じた改正を行うこととしたものです。

条例の改正内容でございますが、本改正条例は2条で構成されておりました、まず第1条でございます。議案書の4ページをごらんください。第1条中、第16条の改正は、1日の勤務時間の表現を具体的に「7時間45分」とする文言の整理でございます。

第21条の改正は、期末手当の支給月数を引き下げるものでございます。平成22年12月期について、一般職員については「100分の150」を「100分の135」に、再任用職員については「100分の85」を「100分の80」に改めるものでございます。

第22条の改正は、勤勉手当の支給月数を引き下げるものでございます。平成22年12月期について、一般職員については「100分の70」を「100分の65」に、再任用職員については「100分の35」を「100分の30」と改めるものでございます。

また、議案書の5ページから10ページにございます給料表について、平均約0.1%を引き下げるものとし、別紙のとおり改正するものでございます。

議案書11、12ページでございます。第2条でございます。第2条中、第21条の改正は平成23年度以降の期末手当の支給月数を定めるものでございまして、一般職員について、6月期について「100分の125」を「100分の122.5」に、12月期について「100分の135」を「100分の137.5」に改めるものでございます。

第22条の改正は、平成23年度以降の勤勉手当の支給月数を定めるものでございまして、一般職員につきましては「100分の65」を「100分の67.5」に、再任用職員については「100分の30」を「100分の32.5」に改めるものでございます。

附則でございますが、第1項は施行期日でございます。この条例は平成22年12月1日から施行するものとしたしまして、ただし書きで規定しております第2条関係につきましては平成23年4月1日からの施行といたしたいものでございます。

次に、第2項でございますが、平成22年12月期に支給する期末手当に関する特例措置を定めるものでございます。今年の給与改正はマイナス改定でございますが、民間給与と比較し年収額での均衡を図る必要がございますので、給料月額がマイナス改正となる職員について、平成22年12月期に支給する期末手当から時間外勤務手当や特殊勤務手当などの実績手当を除く4月の給料月額に100分の0.28を乗じた額に、この条例の施行前までの4月から11月の経過月数である8を乗じて得た額及び平成22年6月期に支給した期末手当、勤勉手当に100分の0.28を乗じて得た額を差し引き、調整を行うものでございます。

続きまして、附則第3項は、給与構造改革により、平成18年4月1日から行政職給料表適用職員で平均4.8%の給料月額の引き下げを行っておりますが、激減を緩和する措置といたしまして平成18年3月31日現在の給料を保障しております。この現給保障を行っている職員のうち、今年の給料月額がマイナス改正される者について、現給保障額を昨年の「100分の99.76」から、さらに今年分の0.17を減じて「100分の99.59」に引き下げるものでございます。

続きまして、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例）ご説明いたします。

議案書の20ページをお開きください。改正理由につきましては、一般職の給与条例と同様で、平成22年11月1日閣議決定された人事院勧告に基づいた公務員の給与改定に関する取扱いについてに伴う所要の改正措置でございます。

議案書の21、22ページをごらんください。条例の改正内容でございますが、本改正条例は2条で構成されておまして、まず第1条でございますが、第1条中、第7条第1項は給与の特例として規定されている特定任期付職員の給料表を改正するもので、給料表の1号給から5号給までは現在の額からそれぞれ1,000円、6号給及び7号給はそれぞれ2,000円引き下げるものでございます。また、第8条第2項は、特定任期付職員の12月期の期末手当の支給月数を0.15月引き下

げ「100分の150」に改めるものでございます。

次に、第2条は、特定任期付職員の期末手当を平成22年12月期において1年間分の0.15月分引き下げたことから平成23年度からの年間の支給月数を調整するため、6月期の期末手当の支給月数1.45月を0.05月引き下げて1.40月に、12月期の期末手当の支給月数1.50月を0.05月引き上げて1.55月とするものでございます。

附則でございますが、この条例中、第1条は平成22年12月1日から、第2条は平成23年4月1日からの施行といたしたいものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議を賜り、ご承認くださるようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

◎議長（長谷川 光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。柏木議員。

◎（柏木育子君） 議長よりご指名がありましたので、柏木育子、報告第1号に対して反対の立場から討論に入ります。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）です。この報告は、職員の給料や期末手当を引き下げるというものです。このことは、人事院が官民格差を生じているとして公務員の期末手当や給料を下げる勧告をしているものです。公務員給料の引き下げは、中小企業を含む民間労働者の賃金、一時金を下げることにもつながり、国民の消費を一層冷え込ませることは明らかです。デフレスパイラルを生み出すことにもつながります。政府は16日、2011年度税制大綱を決定いたしました。それによれば、12年ぶりに法人税を5%減税し、一方で国民には暮らしに直結する所得税や住民税など5,800億円の増税、企業関係では5,800億円の実質減税となります。



このような状況の中、今は家計を応援すべきであるのにもかかわらず、給料削減を押しつけるのは内需拡大に逆行するものであると考えます。職員と家族の生活を顧みないものとなっているのではないのでしょうか。人事院勧告とはいえ、とても容認できるものではありません。

以上のことから、本報告には反対することを明らかにして、討論を終わります。

◎議長（長谷川 光君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） 次に、反対意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） 討論を終結いたします。

これより採決は1件ごとといたします。

初めに、報告第1号を採決いたします。本件を報告のとおり承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（長谷川 光君） 挙手多数であります。よって報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）は承認することに決しました。

次に、報告第2号を採決いたします。本件を報告のとおり承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（長谷川 光君） 挙手全員であります。よって報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例）は承認することに決しました。

次に、日程第6 議案第13号 高座清掃施設組合議会議員の議員報酬及び非常勤の職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。事務次長の説明を求めます。

◎事務次長（加藤嘉之君） それでは、議案第13号 高座清掃施設組合議会議員の議員報酬及び非常勤の職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の26ページをお開きください。改正理由につきましては、先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。

議案書の27ページでございます。条例の改正内容でございますが、本改正条例は第4条の非常勤の職員の報酬の額を改正するものでございます。第4条第4号の技術顧問の報酬の上限額「13,800円」を「14,100円以内で規則で定める額」と改め、同条第5号の事務嘱託員の報酬の上限額「13,000円」を「14,100円」に改めるものです。

附則でございますが、この条例は平成23年4月1日から施行したいものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしくご審議を賜り、ご決定くださるようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

◎議長（長谷川 光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（長谷川 光君） 挙手全員であります。よって議案第13号 高座清掃施設組合議会議員の議員報酬及び非常勤の職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第7 議案第14号 指定管理者の指定について（高座施設組合屋内温水プール・本郷老人福祉センター）を議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（赤澤真二君） それでは、議案第14号 指定管理者の指定について（高座施設組合屋内温水プール・本郷老人福祉センター）のご説明を申し上げます。

議案書31ページをお開きいただきたいと思います。提案理由につきましては、先ほど組合長が申し上げましたとおりでございます。高座施設組合屋内温水プール・本郷老人福祉センターにつきましては、公の施設として、平成18年4月1日から指定管理者による管理を行っておりましたが、平成23年3月31日をもって指定管理期間が満了となります。このため、平成23年度以降も引き続き指定管理者制度の継続をするものでございます。

指定管理者の選定につきましては、平成22年9月から10月に公募を行った結果、1団体から応募がございました。選定につきましては、外部委員2名を含む5名で指定管理者選定委員会を組織し、団体から提出されました事業計画書など7項目の選定項目、27項目の審査項目に基づき、11月18日に開催した選定委員会におきまして審査を行い、指定管理者の候補者を決定いたしました。

組合といたしましては、候補者となりましたFun Space・オーチャー運営企業体を高座施設組合屋内温水プール・本郷老人福祉センターの指定管理者として指定したいものでございます。

32ページでございます。1点目といたしまして、管理を行わせる公の施設の名称及び位置でございます。1カ所目は、名称が高座施設組合屋内温水プールで、位置は海老名市本郷20番地の1でございます。2カ所目は、名称が本郷老人福祉センターで、位置は海老名市本郷296番地の1でございます。

次に、指定管理者となる団体の名称はFun Space・オーチャー運営企業体で、代表者はFun Space株式会社代表取締役社長、鈴木茂でございます。構成員は株式会社オーチャー代表取締役、椎原正尚でございます。

指定管理者となる団体の住所でございますが、Fun Space株式会社が東京都渋谷区代々木二丁目18番3号で、株式会社オーチャーが神奈川県横浜市西区南幸二丁目16番20号でございます。

指定の期間でございますが、平成23年4月1日から平成28年3月31日まででございます。

なお、参考資料といたしまして、募集要項及び業務仕様書等を添付させていただきましたので、後ほどご高覧いただきたいと思います。

以上、大変雑駁な説明ですが、よろしくご審議を賜り、ご決定くださるようお願い申し上げます。

◎議長（長谷川 光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（長谷川 光君） 挙手全員であります。よって議案第14号 指定管理者の指定について（高座施設組合屋内温水プール・本郷老人福祉センター）は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第8 議案第15号 平成22年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（赤澤真二君） それでは議案第15号 平成22年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。第1条、歳入歳出予

算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,816万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億4,620万4,000円とするものでございます。2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、継続費の補正でございますが、継続費の変更は、第2表 継続費補正によるものでございます。

2ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。各款項の補正額とその主な内容についてご説明させていただきます。3款繰越金1項繰越金は8,816万8,000円の増でございます。歳入合計は同額の8,816万8,000円の増でございます。

3ページの歳出でございます。2款総務費1項総務管理費は415万2,000円の増でございます。

4款衛生費1項清掃費は1,986万2,000円の減でございます。

7款予備費1項予備費は1億387万8,000円の増でございます。歳出合計の補正額は8,816万8,000円の増でございます。

4ページをごらんください。第2表 継続費補正でございますが、2款総務費1項総務管理費の上段、施設更新計画業務は、入札等による契約金額が確定したことにより、継続費の総額を3,223万5,000円から2,685万7,000円に、22年度年割額を1,326万5,000円から1,128万2,000円に、23年度年割額を1,897万円から1,557万5,000円にそれぞれ変更するものでございます。同じく下段の地盤解析事業につきましても、公募型プロポーザルによる契約金額が確定したことにより、継続費の総額を1,995万円から1,774万5,000円に、23年度年割額を1,081万5,000円から861万円に変更するものでございます。

5ページは省略させていただきます。6、7ページをお開きください。補正額の財源内訳でございますが、全額一般財源で8,816万8,000円の増でございます。

8、9ページをお開きください。3款繰越金1項繰越金1目繰越金8,816万8,000円の増は、前年度決算の確定による純繰越金でございます。

10、11ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は613万5,000円の増で、これは、人事院勧告に伴う給料表の改正、期末勤勉手当の

支給率の改正及び人事異動に伴うものでございます。

3目企画費は198万3,000円の減で、先ほど継続費補正で説明しましたように契約金額が確定したことによるものでございます。

12、13ページをお開きください。4款衛生費1項清掃費1目清掃総務費は1,630万円の減で、これは、人事院勧告に伴う給料表の改正、期末勤勉手当の支給率の改正及び人事異動に伴うものでございます。

3目し尿処理費は356万2,000円の減で、これは、し尿処理に伴う投入伝票の作成費用として28万円の増、13節委託料につきましては、22年3月から業者委託とし、契約金額が確定したことによる384万2,000円の減でございます。

14、15ページをお開きください。7款予備費1項予備費1目予備費は1億387万8,000円の増でございます。

16ページ以降は、補正予算給与費明細書でございます。ご高覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明ですが、よろしくご審議を賜り、ご決定くださるようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

◎議長（長谷川 光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長（長谷川 光君） 挙手全員であります。よって議案第15号 平成22年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第9 認定第1号 平成21年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（赤澤真二君） それでは、認定第1号 平成21年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の2、3ページをお開きいただきたいと存じます。最初に、歳入でございますが、主に収入済額でご説明させていただきます。1款分担金及び負担金でございますが、収入済額が30億5,039万3,000円、2款使用料及び手数料は2億9,711万7,641円、3款繰越金は2億3,356万5,014円、4款諸収入は249万5,809円、5款組合債は6,690万円、6款国庫支出金は12万5,000円で、収入済額合計は36億5,059万6,464円でございます。不納欠損額及び収入未済額はともにございません。

次に、4、5ページ、歳出でございますが、これも支出済額でご説明させていただきます。1款議会費は117万2,187円、2款総務費は2億3,585万4,826円、3款民生費は2,441万4,882円、4款衛生費は26億5,199万3,921円、5款教育費は1億2,522万4,599円、6款公債費は3億1,568万2,572円、7款予備費の支出はございません。支出済額合計は33億5,434万2,987円で、翌年度繰越額は808万5,000円でございます。

次に、事項別明細の説明に入らせていただきます。

8、9ページをお開きいただきたいと存じます。まず歳入ですが、これも収入済額の金額に基づいてご説明をいたします。1款分担金及び負担金1項分担金は30億5,039万3,000円でございます。この内訳は、綾瀬市が負担率28.8066%の8億7,871万4,000円、海老名市が35.7143%の10億8,942万7,000円、座間市が35.4791%の10億8,225万2,000円でございます。

2款使用料及び手数料でございますが、1項使用料の35万8,661円は温水プールの販売機等行政財産使用料として、2項手数料の2億9,675万8,980円は事業系

廃棄物処理量が前年度比7.83%減となった1万4,130 t 強の処理手数料として、1 kgにつき21円で徴収したものでございます。

10、11ページになりますが、3款繰越金1項繰越金は2億3,356万5,014円で、純繰越金でございます。

4款諸収入1項組合預金利子は198万8,982円、2項雑入は50万6,827円で、会社保険事務手数料、廃品売上代等でございます。

5款組合債は6,690万円で、散気管改修工事に係る起債でございます。

12、13ページですが、6款国庫支出金2項国庫補助金は12万5,000円で、環境対応車両への買いかえによる補助金でございます。

歳入合計の収入済額は36億5,059万6,464円でございます。

14、15ページから歳出になります。これも支出済額でご説明させていただきます。1款議会費ですが、対前年度比9.1%増の117万2,187円で、支出の主なもの、議員報酬、速記事務等でございます。

2款総務費は対前年度比1.9%減の2億3,585万4,826円で、1項総務管理費は2億3,575万8,279円です。

16、17ページをお開きください。1目一般管理費は、対前年度比2.9%増の1億9,270万5,192円でございます。支出の主なものは、特別職と職員13名分の給料、職員手当、共済費で、合計1億1,673万300円、18、19ページへ移りまして、13節、職員健康診断等の委託料で462万6,952円、19節、各種団体等への負担金、補助及び交付金の6,972万5,774円でございます。

20、21ページへ移りまして、2目財政管理費は対前年度比37.8%減の3,296万2,747円でございます。主なものは、11節、施設修繕、消耗品費等の需用費で551万5,376円、13節、施設内清掃、警備等の委託料で1,422万8,480円、14節、電算機借料等の使用料及び賃借料で813万8,008円、22、23ページになりますが、18節、自動車及び管理用備品の購入による備品購入費が304万9,200円でございます。

3目企画費は1,009万340円で、主なものは、13節、最終処分場安定化状況評価業務に係る委託料が994万9,800円でございます。

次に、2項監査委員費は、対前年度比5.3%減の9万6,547円でございます。

3款民生費1項社会福祉費でございますが、対前年度比5.1%増の2,441万



4,882円でございます。

24、25ページになりますが、11節、施設修繕等の需用費が450万6,523円、13節、本郷老人福祉センター指定管理料等の委託料が1,990万440円でございます。

4款衛生費でございますが、対前年度比23.1%減の26億5,199万3,921円でございます。

1項清掃費 1目清掃総務費は対前年度比1.3%減の7億4,530万4,544円で、支出の主なものは、職員80名分の給料、職員手当、26、27ページに移りまして、共済費で、合計7億3,823万7,767円、11節、作業用消耗品等の需用費で443万6,771円、28、29ページになりますが、19節、講習、研修等参加の負担金、補助及び交付金で104万2,700円でございます。

2目塵芥処理費は、対前年度比29.4%減の18億2,826万4,495円でございます。支出の主なものは、11節、薬品等の消耗品費、光熱水費、施設修繕等の需用費が10億9,909万3,598円、30、31ページに移りまして、13節、焼却灰等処分の一般廃棄物処理、処理困難物処分等の委託料が5億8,685万6,795円、14節、最終処分場の借地料、自動車借料等の使用料及び賃借料が5,123万1,422円、15節工事請負費では散気管改修工事として8,925万円の支出でございます。

32、33ページに移りまして、3目し尿処理費ですが、対前年度比24.3%減の7,842万4,882円でございます。主な支出は、11節、施設修繕等の需用費が6,876万63円、14節、下水道使用料及び賃借料が821万8139円でございます。

次に、5款教育費 1項保健体育費 1目体育施設費は、対前年度比3.5%減の1億2,522万4,599円でございます。支出の主なものは、11節、燃料費、施設修繕等の需用費が3,437万7,619円、34、35ページになりますが、13節、屋内温水プール指定管理料等の委託料が8,765万1,900円、15節工事請負費が255万6,750円でございます。

次に、6款公債費は前年度比11.0%増の3億1,568万2,572円で、元金、利子の償還でございます。償還先は、国が6件、郵政公社が1件、県が1件で、21年度から触媒反応塔設置工事及びボイラチューブ更新工事に係る償還金が増えております。

次に、7款予備費でございますが、支出はございません。

36、37ページになりますが、支出済額の合計は33億5,434万2,987円、翌年度繰

越額で繰越明許費が808万5,000円、不用額は2億8,484万13円でございます。

次に、38ページの実質収支に関する調書でございます。歳入総額が36億5,059万6,000円、歳出総額が33億5,434万3,000円、歳入歳出差引額が2億9,625万3,000円でございます。このうち翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額が808万5,000円、実質収支額は2億8,816万8,000円で、基金への繰入額はございません。

40、41ページをお開きください。公有財産に関する調書でございますが、決算年度中の増減高はございません。

42ページをお開きください。物品に関する調書でございますが、これも決算年度中の増減高はございません。ただし、数字としてあらわれていませんが、公用車1台の更新を行っております。

以上、大変雑駁な説明ですが、よろしくご審議を賜り、ご認定いただきますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

◎議長（長谷川 光君） 本決算については監査委員の審査を受けておりますので、代表監査委員より審査結果について総括的なご報告を願います。

◎代表監査委員（齋藤昭一君） 平成21年度の決算審査を吉川重夫議員とともに担当した監査委員の齋藤でございます。

なお、私は、座間市の監査委員をしております。

審査意見書は既にご高覧いただいていると思いますが、お手元にもお配りしてあるようですので、お開きいただきたいと思います。

1ページに結論を書いております。この意見書は、先月の11日に組合長に提出しております。結論を申し上げますと、当組合の一般会計とそれに関する決算附属書類は、いずれも適正に作成されております。また、予算の執行も適正に行われていると認められました。以上が結論でございます。

なお、2ページから13ページまで、当年度の決算の内容を主に前年度と比較して分析した結果を記載しております。14ページから16ページまで、21年度決算の総括と、あわせて検討事項を若干記載しております。17ページから最終の23ページまで、決算審査のために必要と思われました参考資料を添付しております。

以上、簡単でございますが、報告といたします。

◎議長（長谷川 光君） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。沖永明久議員。

◎（沖永明久君） 決算の認定に当たって、簡単に2点ばかりお聞きをしておきたいと思います。

まず1点目は、今回決算説明書のほう、51ページ、52ページですけれども、三市のごみ削減の状況の一覧表が表記されております。去年、決算の審査に当たって、高座清掃施設組合のごみ削減に関する目標に照らして三市の状況、全体としての状況がどうかということを決算にあわせて示すべきだという意見を申し上げて、早速このような形でご提示いただいたことに関しては感謝をしたいと思っております。

その上で拝見をしてみますと、高座清掃施設組合全体としては、基準年度であります平成12年度で比べるとマイナスの18.13%、ごみの量の削減があったということで示されております。それを各市の状況で見ると、家庭系ごみ、事業系ごみ、その他焼却物合わせてトータルでいくと、座間市はマイナス21.35%、海老名市がマイナス15.84%、綾瀬市がマイナス16.58%という形で、座間市の削減率が一番多いんですが、逆に家庭系可燃ごみの削減率を見てみると、一番多いのは綾瀬市の20.61%、海老名市の19.94%、そして座間市が16.15%と一番少ないという状況になっています。変化のあれからいくと、事業系ごみの中で座間市がマイナス38.87%減っているわけですが、海老名市が9.17%の増、綾瀬市が21.46%の増というところまでこぼこが大分見られるわけなんですけど、せっかくこうやってごみ削減の状況に関する一覧を載せていただいたわけですので、基本計画の進行管理を行う高座清掃施設組合として、この状況に対してどう見ているかということの所見を求めたいと思いますし、あわせて各市のこの状況に対しての見解をまず伺いたいと思います。

もう1点は、同じく決算説明書の中の31、32ページ、決算書でいくと31ページのほうになりますが、最終処分場土地賃貸借に関するところで伺いをしたいんですが、この賃貸借に関して最終処分場がこの説明書によると83筆の1万5,210.91平米、もう1つ、水路敷のほうで6筆で182.53平米となって、総額としては約3,400万円ぐらいになっているわけなんですけど、これについて改めて1平米当たりの年間の単価が幾らぐらいとなっているのかということについて伺い

をしておきたい。

この2点であります。

◎議長（長谷川 光君） 事務局長。

◎事務局長（赤澤真二君） 2番目の土地の単価につきましては、後ほど施設課長からご説明いたします。

まず、私のほうでごみ削減の状況ということで回答いたしますけれども、まず、私どものほうで12年度に対する現在のところが18.何%というふうなことで、確かにまだ低いというふうな状況は持っております。しかしながら、各市それぞれ分別回収、またそういった状況を進めていく中で、徐々にではありますけれども、減ってきているのかなというふうなところで、最終的にその30%あるいは最終的には50%がどの時点で達成されるかというのは、それに向かって現在のところは進んでいるというような状況だと考えております。また、事業系のごみにつきましては、昨今、これは私どもでも非常にバランスが悪いなど正直なところ考えております。というのは、綾瀬市の事業系ごみ、座間市の事業系ごみの搬入量を足したのものよりも、海老名市の事業系ごみが多いということで、確かに駅前の開発だとか、そういった部分はかなり影響しているのかなということもございませう。また今回、ことしの7月から21円から25円に単価を上げてきた経過がございませう。それで事業系のごみが大幅に減ったのかというと、現時点ではまだ横ばいというような状況もございませう。そういった部分では、事業系のごみというのはなかなか読めないのかなというふうなことは感じられております。

ただ、いずれにしましても、ごみの量というのは当然施設の規模にもかかわってくるわけで、今後更新が予定されておりますので、その規模。今1t当たり5,000万円とかいうような単価もございませうので、なるべく安く、いいものをつくるには、総体的なごみの量を減らしていくことが必要ではないかなと考えております。

◎議長（長谷川 光君） 施設課長。

◎施設課長（中村大義君） 最終処分場の賃貸料なんですが、単価的には、最終処分場のほうが185円ないし186円。これにつきましては水路敷166円を基本にしておりまして、下の6筆のほうが166円で、最終処分場の大きい施設のほうが185円ないし186円でございます。以上です。（「各市の見解、ごみ削減量」と呼ぶ

者あり)

◎議長（長谷川 光君） 各市の現状ですね。（「各市の見解をできればいただきたい」と呼ぶ者あり）

事務局長。

◎事務局長（赤澤真二君） 各市の見解は……。 （「だから、それぞれどういうふうに評価しているんですか」と呼ぶ者あり） 基本的に三市、また高座清掃施設組合等で協議会をつくっております。そこでごみ分別関係、そういったもろもろの事業について調整を行っているというところでございまして、現在の中では分別関係についての将来的な統一化、ごみの個別収集、有料化等も検討課題の1つとして入っている。そういった面では、三市ともども歩調を合わせている中で動いているというふうにご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

◎議長（長谷川 光君） 沖永議員。

◎（沖永明久君） 今、せっかく組合長、副組合長がいらっしゃるんで、三市それぞれのご見解を伺いたいなと思ったのが率直なところであります。先ほどお伺いしたのは、進行管理全体を行う施設組合としての総合的な評価としてどう見ているのかということと、それぞれ各市によって具体的な状況がまた違う面がありますし、削減に関してもいろいろなばらつき——それはもちろん事情があることだと思っておりますが、その辺についてのご見解をもし可能であるならばそれぞれお聞かせをいただければなと思っております。

あと、最終処分場の土地の単価なんですけど、先ほどは年間でと言ったんです。多分今おっしゃった数字は月額の数値ではないかなと思うんです。月額で最終処分場のほうが単価が平米当たり185円ですから、年額に直すと平米当たり2,220円という形になると思われるわけなんです。率直に言って、そこら辺の算定の根拠というのはどこにあるのかというところをちょっと伺いたいんですが、感覚的に言うと高いんですよ。市街化調整区域ですよ。市街化調整区域で平米当たり年間2,220円というのは単価的には非常に高いかなという気がします。というのは、例えば座間市の場合でいいますと、座間市の旧庁舎のところに清掃車の駐車場があります。そこは市街化区域なんですけれども、その市街化区域の1平米当たりの単価はあそこで1,917円なんです。それに比べても、調整区域であり、多

分海老名市の基準単価を援用されていると思うんですが、その辺のところはどういう根拠になっているのかというところをお聞かせいただきたいと思いますし、以前、これは組合長ともお話をしましたけれども、基本的に賃借料に関していえば、いわゆる買い取りとの関係からいえば、財政の面からいえば、長年にわたって負担としては非常に重いのではないかと。率直に言って、今までの賃借料からすれば十分買い取るだけの額はあったのではないかなとは思っています。

そこでお聞きをしておきたいんですが、まず、買い取る場合に関していえば、その買い取りの経費というのは大体どのぐらいというふうに見込んでおられるのか、その辺を明らかにしていただきたいと思います。以上です。

◎議長（長谷川 光君） 赤澤事務局長。

◎事務局長（赤澤真二君） まず、最終処分場の根拠ということなんですけれども、基本的に今、私どものほうで支出しています金額につきましては、今うちのほうで最終処分場の北側に市のほうで借りている残土置き場がございます。その金額に準じているというようなことでございます。私も最初のいきさつ等は存じているわけではございませんけれども、多分近隣と歩調、バランスをとるという中で、その残土置き場のほうで決まっている。地権者が同じということもあっただけでしょう。そういった中で決められているというふうに理解してございます。

買い取りにつきましては、やはり今現在の状況でいきますと相手から、通常であれば相続だとか、そういった時点での買い取り要求みたいな形が多いのかなというふうには思っております。現状では今、買い取ってほしいというようなことは基本的に聞いてはございません。ですから、そういった部分での動きは今のところないものと思っておりますけれども、今後そういった部分、確かに議員さんがおっしゃられるように既に毎年毎年3,000万円ずつ支払っている、これは無駄ではないのかというふうなこともあるかもしれません。ただ、あそこは最終処分場として、多分今後ある程度の年数というのはそのままずっと置かれるというふうな状況もございます。そういった中では、組合としては今後買い取りを視野に入れた動きとしていきたいなとは思っております。総額としては、相手があること、当然その評価額イコールというわけには多分いかないんだろうなというふうには推測しております。以上でございます。

◎議長（長谷川 光君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） 今、沖永議員から価格が一般的なものよりも高いのではないかというご指摘をいただきました。確かに平成10年、11年に最終処分場の適正閉鎖をやってございます。そのときに中に水処理施設を建てておりまして、当初地元の方からお借りしてきた条件とそこで変わってきてございます。その中で話し合いをさせていただいて、現在の単価にさせていただいたという経過がございます。以上でございます。

◎議長（長谷川 光君） 三市の組合長に意見を求められているんですけども、いかがでしょうか。（「部長でもいいのではないの」「部長でもいいですよ」「部長でもわかる人が」「はい」と呼ぶ者あり）

組合長。

◎組合長（内野 優君） 基本的には高座清掃施設組合ですから、部長は同席していますけれども、それぞれの市でその削減については目標は30%という形で年度を決めてやっているわけでありまして、各議員さん、各議会で質問していただければ、各副組合長も各市でお答えするだろうと思っています。

私ども何といたっても構成三市で高座清掃施設組合を編成しておりますので、削減の問題は、いわゆる分別についてもできるだけ同一步調でやりながら、しかしながら、やることも、方法論もそれぞれ違うと思います。しかし、今後はできる限り連携しながら、できることをやっていきたいと思っていますところでございます。そういった面では、先ほど事務局長が答弁しましたけれども、なかなか各市の人口の推移、あるいは事業所の推移によってこれだけ変動してくるという形でございます。そういった面も含めまして、これから各市の中では土地利用がどうやって図られるかによっても、人口あるいは事業所の数も違って来るわけでありまして。その目標が定められてありますので、できるだけそれに向けて構成三市、そして高座清掃施設組合も中心的な役割を果たしながらやっていきたいと思っています。以上でございます。（「各市の部長がいいのではないの、具体的には」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） 沖永議員。

◎（沖永明久君） お答えいただけないということであるならば仕方のない話ですけれども、私、前は、亀井組合長の時代に関してはそれぞれの取り組みに関し

てのご評価をいただきたいということで、そのときはそろって各市の副組合長の方が答弁をしていただいたという経過がありましたので、いただけないんでしょうかということを知ったわけなんです、（「亀井さんとは違うんです」と呼ぶ者あり）それが内野カラーということなのでしょうけれども、（「そうです」と呼ぶ者あり）あとは副組合長自身がそこに座っていてどういうふうに聞いているかという話ですけれども。

それでは、改めていただいた答弁について再び質疑をしたいと思うんですが、1つは、平成10年、11年に水処理施設を建設したということで、その条件が変わったということで単価が変わったというお話がありました、前の単価とどのくらい変わったんでしょうか。現在の単価は既に明らかになっておりますので、その際に、水処理施設の建設に当たっての条件というのはどういうふうに変ったのかということを知りたいと思います。

もう1つは、これに関しては今後になってくるでしょうけれども、施設の更新ということが審査意見書の中でも一番最後のところに、最大の課題というふうに書いてありますけれども、いずれにしても、施設更新もあわせて、今後長期的にここをどうしていくのかということに関しては判断が迫られることなのではないかなという気がするんです。はっきり言えば、賃貸借の関係になってはいますが、これを地主さんに返すというわけにはいかないわけですね。ほぼ公共用地として取得をする以外に手はないわけですから、だとするならば、その点、買い取りに関しての交渉なり、その姿勢をやはり示していくべきなのではないかなと思いますので、その点は今後の施設の更新等もあわせて進めていくべきだと思いますけれども、その辺についてお伺いしておきたいと思います。

◎議長（長谷川 光君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 処分地の買い取りの問題でございまして、私ども返す以上は、返す場合は原状に復帰しないといけないと思います。返さないという状況が想定できます。そういった面では、じゃ、今、買い取りに向けて地権者と相談できるかということ、私ども今やっとな延命の話が地元とできました。今後は、更新についての協議を地元と進めていきたいと思っています。そういった中で、1歩1歩そういった形で進めていきたい。いわゆる地権者と地域の方も拮抗している、一緒の方もいらっしゃると思いますので、そういった混乱を避けるために



も、まず更新の問題をやりながら、そして、この土地をどうやって利用していくかという問題も含めましてやっていきたいと思っておりますけれども、交渉は順次やっていきたいと思っております。以上でございます。

◎議長（長谷川 光君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） 単価のほうでございますが、旧価格が166円ということでございます。以上でございます。

◎議長（長谷川 光君） 松本春男議員。

◎（松本春男君） 説明書のほうの15、16ページ下段に金利のほうがあるんですけども、3.0%以下、4.0%以下、5.0%以下、7.0%以下、7.0%超、もう時代に合わせたら、7%以下とか、こういう上のほうの数字は外してしまっ、逆に2%が1つの基準というのかな。1%とは言いませんから、この欄を、逆に言ったら政府債はなかなか切りかえはできないんですけども、このあたりの金利、今、借りる場合は2%以下で借りられる状況だから、そのあたりの交渉。早目に切りかえを交渉できないのかというのと、もう1つは、こういう欄を3%以下でなくて、2%以下という欄と上の7%なんかはもう外すというふうにしてほしいんですけども、金利引き下げの交渉はどうなっているかを教えてください。

◎議長（長谷川 光君） 事務局長。

◎事務局長（赤澤真二君） 起債の関係でございますけれども、私どもでも当然高い金利、5%以上いっているようなものについては借りかえができないのかということで、市の財政だとか、いろいろ聞いてはみたんですけども、何か規約がありまして、そういったものできないというふうなことを聞いております。この表の2%以下云々というのは、次回から直させていただきたいと思っております。以上でございます。

◎議長（長谷川 光君） 松本春男議員。

◎（松本春男君） 難しい、難しいとあるんですけども、これは交渉しないことにはどうしようもない。確かに政府は頑固です。しかし、あちこちの地方自治体が交渉することで下げている例も実際ありますから、このあたりは、ましてや郵政公社の場合は3%以下だからまだいいんですけども、政府のほうと県のほう。このあたりは、やっぱり金利が実情に合わないということで、特に県のほうなんかは高座清掃施設組合としてはかなり攻めやすいのではないかと。政府は頑

固だけれども、県のほうはやっぱり実態がそぐわないということで交渉団。最初は事務レベルでいいんでしょうけれども、だめだったら、執行部のほうでやってもらうということで、今後ちょっと内部で、特に県のほうの交渉からやったらどうかと思うんですけれども、検討していただきたいと思います。要望だけしておきます。

◎議長（長谷川 光君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） 質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり認定するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（長谷川 光君） 挙手全員であります。よって認定第1号 平成21年度高座清掃施設組一般会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり認定することに決しました。

本日提案された議案については全部終了しましたので、これをもちまして会議を閉会といたします。議員の皆様には大変ご苦労さまでございました。

（午前11時41分 閉会）

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

平成22年12月22日

高座清掃施設組合 議 会 議 長 長谷川 光

高座清掃施設組合議会署名議員 松澤 堅二

高座清掃施設組合議会署名議員 安海 のぞみ